

平成 25 年 12 月 25 日

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査の結果に基づき講じた措置について、嬉野市長から報告があったので、同条第 12 項の規定により次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 西川 平七

同 副島 孝裕

監査の結果に基づき措置を講じた旨の報告に係る事項

監査の種類	平成 25 年度 定期監査
監査執行対象	茶業振興課
監査結果及び意見	うれしの茶交流館建設の基本設計業務については、事業の進捗が停滞している。十分な精査を行い、早急に善後策を講じられたい。
講じた措置の内容	嬉野市の用地交渉の基本は、不動産鑑定に係る評価による積算と、建物解体費を合算した用地購入費をもって交渉の基本方針として、交渉に臨む。また、交渉が決裂・難航した場合は、購入予定地変更もあり得る。用地交渉成立後、直ちに業務を遂行する。

監査の種類	平成 25 年度 定期監査
監査執行対象	財政課、地域づくり・結婚課
監査結果及び意見	昨年度も指摘した行政財産の使用料は、利用許可書の交付を受ける際に納付しなければならないことと嬉野市行政財産使用料条例第 5 条に規定されているが、収入未済で計上されているものが 5 件認められたので、早期の収納が図れる対策を講じるなど適正な事務処理をされたい。併せて、利用者の理解を得られるよう努められたい。
講じた措置の内容	社会体育館、不動ふれあい体育館の未納分については、11月21日に納めていただいている。 なお、今後の受付事務については、早期に申請を受け付け、受付時に許可書の発行とともに使用料の徴収を行う。 郵送での申請については納付書の納付期限が経過した場合は、使用料の納付の確認を行う等の措置を早急に遂行している。